

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録のうち、平成17年4月から同年6月までの期間及び同年8月から18年4月までの期間を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人の申立期間②から④までの標準賞与額に係る記録を平成16年12月24日は40万円、17年8月31日は30万円、同年12月26日は40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年9月1日から18年6月1日まで
② 平成16年12月24日
③ 平成17年8月31日
④ 平成17年12月26日

A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間①における標準報酬月額及び申立期間②から④までの標準賞与額について、年金事務所の記録と実際の給与及び賞与の額に相違があるので、正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められ

る厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①のうち、平成17年4月から同年6月までの期間及び同年8月から18年4月までの期間は、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、保険料の納付等について確認できる資料が無いため不明と回答しており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②から④までについて、申立人が提出した賞与支払明細書から、当該期間において、賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の当該期間の標準賞与額については、賞与支払明細書から確認できる保険料控除額又は賞与額から平成16年12月24日は40万円、17年8月31日は30万円、同年12月26日は40万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、保険料の納付等について確認できる資料が無いため不明と回答しており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、賞与支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う賞与額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立人が有する給与支払明細書から、申立期間①のうち、平成16年9月から17年3月までの期間及び同年7月については、オンライン記録上の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料と一致する額が申立人の給与から控除されていることが確認できる。

また、平成18年5月については、報酬月額に見合う標準報酬月額は、13万4,000円であるところ、この額は、オンライン記録上の標準報酬月額15万円を上回っていないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年3月31日は21万4,000円、同年8月10日は19万5,000円、同年12月20日は2万2,000円、20年3月31日は2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日
② 平成19年8月10日
③ 平成19年12月20日
④ 平成20年3月31日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、当該期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年12月27日及び23年4月4日に訂正され、当該期間のうち、申立期間①は22万円、申立期間②は20万円、申立期間③は22万円、申立期間④は20万円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、事業主が提出した賞与支給控除一覧表から、申立期間①は21万4,000円、申立期間②は19万5,000円、申立期間③は2万2,000円、申立期間④は2万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、前述の賞与支給控除一覧表において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は21万4,000円、申立期間②は19万5,000円、申立期間③は2万2,000円、申立期間④は2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から42年9月までの期間、55年1月、58年8月から59年3月までの期間及び61年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から42年9月まで
② 昭和55年1月
③ 昭和58年8月から59年3月まで
④ 昭和61年5月

申立期間①については、婦人会の役員から勧められて加入し、毎月100円か150円ぐらいを集金に来ていた婦人会の方に納付していた。また、申立期間②から④までについては、仕事を辞めてすぐに国民年金の加入手続きを行い、口座振替か金融機関で納付していたので、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、集金に来ていた婦人会の方に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日調査により、昭和55年2月に払い出されたものと推認でき、この時点では、当該期間の国民年金保険料は時効により納付できない上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和55年2月及び59年4月に国民年金に任意加入しており、その時点で任意加入の対象であった申立期間②及び③については、制度上、遡って加入することはできず、保険料を納付できない期間である。

さらに、A市が保管する申立人に係る国民年金記録により、申立人は、昭和61年6月12日に国民年金への加入の届出を行い、同年6月1日に遡って国民年金に加入していることが確認でき、その時点で申立期間④については、

未加入期間であることから、保険料を納付できなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間について保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から同年10月までの期間及び49年7月から50年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年8月から同年10月まで
② 昭和49年7月から50年6月まで

私の父と母は、納税組合の担当をしており、集金から納付まで全てやっていた。申立期間の国民年金保険料については、両親に現金で渡していたので納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、納税組合の担当をしていた両親に国民年金保険料を含む生活費として現金を渡していたと主張しているが、社会保険事務所（当時）の記録及び申立人が所持している年金手帳に国民年金の記号番号の記載が無いことから、申立期間の国民年金保険料を納付する前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は払い出されておらず、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人が保険料として現金を渡していたとする両親は、既に亡くなっていることから、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である上、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立人の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から57年6月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から57年6月まで

農業者年金と付加年金を一緒に納付していたが、申立期間の付加保険料が未納となっている。農業者年金と付加年金は必ず一緒に納付しなければならず、片方みの納付はできないこととなっていた。

申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年頃、農業者年金に加入した後に付加保険料を遡って2年間ほど納付したと主張しているが、申立人に係る特殊台帳において、59年8月2日に57年7月から59年3月分までの付加保険料を過年度納付した記載があること、及びA市が保管する申立人に係る国民年金保険料徴収簿に59年7月分から付加保険料を納付した旨の記載があることから、申立人が付加保険料の納付を開始したのは59年7月以降であったと推認され、その時点では、申立期間の大部分が時効により付加保険料を納付できない期間であったと考えられる。

また、申立人は、農業者年金と付加保険料は必ず一緒に納付しなければならなかったと主張しているが、申立期間当時の他の加入者の記録から、必ずしも農業者年金の加入者に対して付加保険料の納付管理を一体として取り扱っていた形跡は見られない上、申立人が付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）も無く、このほか、申立人が申立期間に係る付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 5 月 4 日から 35 年 5 月 21 日まで
申立期間は、脱退手当金を支給したとの記録になっているが、脱退手当金の受給手続を行っておらず、受給した記憶が無いので、受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る脱退手当金は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録に基づき計算され、その支給額に計算上の誤りは無く、また、昭和 32 年 9 月 30 日までの厚生年金保険被保険者記録が記載されている申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給手続において、厚生省（当時）が同台帳の写しを社会保険事務所（当時）に送付した場合に押印される「35.9.28 回答済」との記載が認められるところ、この回答日から支給決定日である 35 年 11 月 22 日までは約 1 か月半と接近しており、申立期間の脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、同名簿に記載されている申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している女性 86 人のうち、申立人の資格喪失日から前後 2 年以内に資格喪失した脱退手当金の受給権を有する 15 人の支給記録を調査したところ、その全員が受給し、そのうち 13 人が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定を受けている上、当該同僚のうち 1 人の同僚は「私は、脱退手当金を会社の事務担当者に代理手続してもらい、受給した。」と供述していることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性も否定できない。

加えて、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 16 日から 36 年 12 月 31 日まで
年金事務所の記録では、脱退手当金を受け取ったように記録されているとのことであるが、私は受け取った記憶が無いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性 71 人のうち、申立人の資格喪失日から前後 2 年以内に資格喪失した 2 年以上の被保険者期間を有する 30 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は 22 人であり、そのうち 18 人が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定を受けていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性は否定できない。

また、申立期間に係る脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者記録に基づき適正に計算され、その支給額に誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 37 年 4 月 20 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

熊本厚生年金 事案 743

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年11月7日から36年5月21日まで
年金記録によると、A社に勤務していた期間について脱退手当金を受給したことになるが、請求や受給した記憶は無いので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性76人のうち、申立人の資格喪失日から前後2年以内に資格喪失した2年以上の被保険者期間を有する24人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は14人であり、そのうち10人が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定を受けていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性は否定できない。

また、申立期間に係る脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者記録に基づき適正に計算され、その支給額に誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和36年10月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月 25 日から平成元年 3 月 1 日まで
② 平成 2 年 10 月 4 日から 4 年 2 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人が勤務していたことを確認できる資料及び関係者の証言が無く、当該期間に申立人が勤務していたか否かを確認できないものの、申立期間①については、A社は、当該期間に申立人が勤務していたとしており、申立人が同社に勤務していたことを推認できる。

しかしながら、申立期間①及び②について、A社が厚生年金保険の適用事業所となっているのは、オンライン記録及び同社から提出された適用通知書により、平成 4 年 2 月 1 日からであることから、当該期間は適用事業所でないことが確認できる上、同社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書から、申立人は年金記録どおりの同年 2 月 1 日に資格取得していることが確認できる。

また、申立人及びA社は、同社が厚生年金保険に加入する前の期間は、給与からの厚生年金保険料の控除は無かったと供述している上、申立人は、申立期間①及び②に国民年金保険料を納付していたことを認識しており、オンライン記録からは、申立人の供述どおり、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人及びA社は、給与から厚生年金保険料を控除したことを確認できる資料を保管していない上、申立期間当時の同僚からも証言を得られ

ないことから、申立人の申立期間①及び②に係る給与からの保険料控除の状況について、確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年3月1日から32年8月1日まで
② 昭和33年10月1日から34年10月1日まで

申立期間①及び②について、給料はずっと1万6,000円だったので、年金記録の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社（現在は、B社）における申立期間①及び②の標準報酬月額が低く記録されていると申し立てている。

しかしながら、申立人は、控除された厚生年金保険料額を確認できる資料を保管しておらず、B社は、申立人の勤務実態及び当時の出向の状況については資料が無く不明としている上、申立期間当時、A社に勤務していた同僚からも申立人の厚生年金保険料の控除に関する証言は得られないことから、申立人の申立期間①及び②に係る報酬月額及び保険料控除額について、確認することができない。

また、申立人は昭和30年2月から同年6月までC事業所に出向し、国家公務員5級職の辞令を受け、1万6,000円の給料であったと主張しているところ、C事業所は、申立人の勤務在籍状況については不明であり、申立人が主張する辞令については保管しておらず、当時民間の会社から出向を受け入れた事実は確認できないとしている。

さらに、A社に係る同僚の申立期間における標準報酬月額の推移を調査したところ、申立人と同様に推移している者が複数見られ、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なる事情は見当たらない。

このほか、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について、確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。